

## 1 確認の概要

二代目東組（平成23年5月26日、大阪府公安委員会から確認請求書を受理）の指定暴力団としての指定手続に関し、審査専門委員の意見聴取を終え、暴力団対策法第6条の規定に基づく指定の確認を行うもの。

## 2 二代目東組の概要等

- (1) 主たる事務所の所在地 大阪市西成区山王一丁目11番8号
- (2) 代表する者 <sup>たきもと</sup>滝本 <sup>ひろし</sup>博司（67歳）
- (3) 勢力範囲 1府（大阪府）
- (4) 暴力団員数 約180人

## 3 暴力団対策法第3条の要件に該当すると認める理由

### (1) 実質的要件（第1号）該当性

ア 威力を利用した資金獲得活動の検挙等（前回効力発生日以降）

二代目東組の暴力団員は、同団体の威力を利用して資金獲得活動を行っており、同団体の多数の暴力団員が恐喝等により検挙されている。また、同団体の暴力団員による不当許認可要求行為等の暴力的要求行為により中止命令が発出されている。

イ 審査専門委員による意見聴取

平成23年6月22日、審査専門委員の意見を聴取した結果、いずれの委員からも、二代目東組は、資金獲得活動のため、同団体の威力をその暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とする団体と認められる旨の意見が提出された。

### (2) 犯罪経歴保有者要件（第2号）該当性（基準日：平成23年4月17日）

二代目東組の暴力団員数に占める犯罪経歴保有者数の比率が、暴対法施行令で定める比率を超えている。

### (3) 階層組織性要件（第3号）該当性

二代目東組は、「組長」の統制の下に、運営を支配する地位の階層及び指示又は命令できる地位の階層並びにその他の組員の階層があり、階層的に構成されている団体である。

## 4 今後の予定

- (1) 7月28日 官報公示、指定通知書送達
- (2) 8月4日 指定効力発生日

## 1 趣旨

道路交通法施行規則を改正するに当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

## 2 期間

平成23年7月15日（金）から平成23年8月20日（土）までの間

## 3 改正案の主な内容

## (1) 聴覚障害者が運転できる車両の種類の大拡大

平成21年度、22年度の2か年にわたって実施した調査研究の結果等を踏まえ、聴覚障害者（両耳の聴力が10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえない者）が運転できる車両の種類を、現在の普通乗用自動車から、全ての普通自動車並びに大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車及び原動機付自転車に拡大する。

## ア 大型自動二輪車免許等の適性試験の聴力に係る合格基準の廃止

大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許の適性試験の聴力に係る合格基準を廃止することにより、聴覚障害者であっても、これらの免許を受けることができることとする。

## イ 聴覚障害者についての普通自動車免許及び普通自動車仮免許の適性試験の聴力に係る合格基準の変更

聴覚障害者については、平成20年6月より、ワイドミラーを車室内において使用することによって視野を確保することを条件に、普通乗用自動車の運転が認められているところであるが、調査研究の結果、補助ミラーを使用することによっても、視野を確保できることが確認されたことから、普通自動車免許及び普通自動車仮免許の適性試験の聴力に係る合格基準を変更し、ワイドミラー又は補助ミラーにより視野を確保することを条件に、普通乗用自動車に限定されない普通自動車免許及び普通自動車仮免許を受けることができることとする。

## (2) 矢印信号に関する規定の整備

右折を可能とする青色の矢印信号が表示されている場合には、右折に加えて、転回もできることとする。

## (3) 信号機の信号の対象を限定する標示の寸法の変更

信号の対象を限定するための標示の大きさの上限値を引き上げる。

## 4 施行期日

平成24年4月1日（ただし、3(3)については、公布の日）

公安委員会  
説明資料No. 3

警察庁長官に対する異議申立てに係る決定  
(2件)について(行政機関情報公開法及び  
行政機関個人情報保護法関係)

平成23年7月14日  
総務課

(略)

## 1 刑法犯認知・検挙状況

	H23.1~6	H22.1~6	増減数	増減率(%)
認知件数	711,837	766,618	-54,781	-7.1
検挙件数	223,662	241,090	-17,428	-7.2
検挙人員	146,585	154,611	-8,026	-5.2
うち少年の検挙人員	36,601	38,985	-2,384	-6.1
検挙率(%)	31.4	31.4	±0	ポイント

## 2 主な特徴点

## (1) 刑法犯認知件数は前年同期に比べ減少

- 平成15年以降続いている刑法犯認知件数の減少傾向は継続。岩手、宮城、福島の被災3県においても刑法犯認知件数は13.6%減少。
- 金融機関強盗は37件（前年比-1件、-2.6%）、コンビニ強盗は371件（前年比-54件、-12.7%）といずれも減少しているが、5月以降、郵便局等を狙った多額強盗事件が多発傾向にあり、金融機関等に対し、防犯対策の強化を要請。
- 自動車盗は、1万2,532件（前年比+453件、+3.8%）と増加。

## (2) 刑法犯検挙件数、検挙人員は前年同期に比べ減少。検挙率は前年同期と同率。

- 重要犯罪（64.3%、+2.5P）と重要窃盗犯（48.1%、+1.8P）の検挙率は上昇。

## (3) 震災に便乗した犯罪の発生

- 被災地では、避難中の民家や店舗から金品を盗む事案やコンビニ等のATMから多額の現金を盗む事案が発生。ATMの防犯性能強化等について、関係省庁、団体と連絡会議を実施。
- 被災地を含め全国で、義援金等名目の詐欺や放射線の測定、除染等に藉口した悪質商法等の事案が発生。

## 3 今後の犯罪抑止対策

- 関係機関、団体等との連携強化
- 節電の影響等を踏まえた街頭犯罪抑止対策の強化
- 重層的防犯ネットワークの活用
- 初動捜査の高度化、捜査の科学化の推進
- 取調べ能力の向上と的確な捜査指揮

## 1 被害状況（7月13日現在。以下同じ。）

死者：15,560人、行方不明者：5,329人、負傷者：5,689人

## 2 警備体制

- これまでに全ての都道府県警察から約58,900人の警察官を派遣。
- 約12,100人体制で災害警備活動を実施中。
  - ・ 自県部隊：約8,000人（岩手、宮城、福島）
  - ・ 派遣部隊：約4,100人（岩手約1,300人、宮城約1,500人、福島約1,300人）

## 3 これまでの特別派遣部隊の数等

県別	岩手県	宮城県	福島県	合計
特別派遣人員	約 18,800人	約 24,400人	約 15,700人	約 58,900人
人・日(延べ)	約154,500人	約198,900人	約124,600人	約478,000人
ヘリ運用(延べ)	189機	187機	190機	566機

## 4 主な災害警備活動

## ○ 行方不明者の捜索活動

岩手県警察では約650人（うち特派約620人）、宮城県警察では約760人（うち特派約700人）、福島県警察では約100人（うち特派約50人）の態勢で捜索活動を継続。東北地方は7月11日に梅雨明けしたが、警察庁では、熱中症防止のため、3県警察に対して保冷剤入りベストや瞬間冷却剤等所要の装備資機材の整備経費を配分するなど、部隊の安全管理を徹底。

## ○ 身元確認

警察官約270人体制で遺体の見分、身元確認を実施。これまでに約14,000体の遺体の身元を確認（収容された遺体の約91%）。

## ○ 防犯、犯罪取締り及び被災者支援

地域警察特別派遣部隊を3県に派遣し、パトロールカーによる警戒・警ら活動を実施。特別機動捜査派遣部隊を3県に派遣し、機動力を活かした警戒・警ら、犯罪多発地域等におけるよう撃捜査、事件発生時の初動捜査を強化。震災に便乗した詐欺、悪質商法等の取締りや広報啓発を強化。全国警察から女性警察官等を派遣するなどして、避難所等における相談受理、防犯指導、被災者の心のケアを実施。行方不明者について、親族等からの求めに応じて死亡届に添付する書面を交付するほか、遺族年金等の審査事務を行う機関等からの照会に対応。

## ○ 被災3県における運転免許証の更新状況

発災日以降に運転免許証の有効期間の満了日を迎える者は、特例措置としてその満了日が8月31日まで延長されている。被災3県における発災日から6月30日までの間の運転免許証の更新状況等は以下のとおり。

	岩手県	宮城県	福島県	合計
特例措置の対象者数	98,316人	150,622人	143,318人	392,256人
更新者数	47,783人	70,652人	74,010人	192,445人
割合	48.6%	46.9%	51.6%	49.1%

## ○ 通信機能の維持・復旧のための活動

東北管区内の各県情報通信部において、全国からの応援(31人)を得て、通信機器、無線中継所の復旧に向け、一次点検を終了し、亡失、損傷した物品、財産等については、補填、修理、廃棄等を計画的に実施中。